

八尾市水道事業給水条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第11条 略 (工事の施行) 第12条 工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。 2 略 3 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市又は指定給水装置工事事業者の施行した工事（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。 第12条の2～第16条 略 (給水装置の管理) 第17条 使用者又は所有者は、善良な管理人の注意をもつて給水装置を管理しなければならない。 2 略 3 使用者又は所有者は、給水装置に異常があると認めるときは、管理者の定めるところにより、直ちに市又は指定給水装置工事事業者に修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）その他必要な処置の申込みをしなければならない。 4～6 略 第18条～第18条の5 略 (水道技術管理者の資格) 第18条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u> 第19条～第36条 略 (違反処分) 第37条 次の各号の1に該当するときは、10,000円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。 (1)・(2) 略 (3) 正規の手続を経ないで、工事（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を行い、又は給水装置を使用したとき。 (4)～(6) 略 第38条～第41条 略	第1条～第11条 略 (工事の施行) 第12条 工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。 2 略 3 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市又は指定給水装置工事事業者の施行した工事（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。 第12条の2～第16条 略 (給水装置の管理) 第17条 使用者又は所有者は、善良な管理人の注意をもつて給水装置を管理しなければならない。 2 略 3 使用者又は所有者は、給水装置に異常があると認めるときは、管理者の定めるところにより、直ちに市又は指定給水装置工事事業者に修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）その他必要な処置の申込みをしなければならない。 4～6 略 第18条～第18条の5 略 (水道技術管理者の資格) 第18条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者</u> 第19条～第36条 略 (違反処分) 第37条 次の各号の1に該当するときは、10,000円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。 (1)・(2) 略 (3) 正規の手続を経ないで、工事（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を行い、又は給水装置を使用したとき。 (4)～(6) 略 第38条～第41条 略